北海道米応援サポーター制度運営要領

１　趣旨

近年、食の多様化やライフスタイルの変化の影響により、「米離れ」が進行しており、1人当たりの年間米消費量は、昭和37年度の118kgをピークに一貫して減少し、現在はピーク時の半分以下となっている。

こうした状況においても、北海道米の食率向上や消費拡大を推進していくため、北海道米食率向上戦略会議（以下「道戦略会議」という。）が積極的な北海道米のＰＲ活動を行う企業や飲食店等を「北海道米応援サポーター（以下、「サポーター」という。）」として登録し、道民にもっと北海道米を知って、食べていただくための“きっかけづくり”をサポーターとともに行っていくこととする。

２　北海道米応援サポーターの定義

　　「サポーター」とは、道や関係団体で構成する「道戦略会議」と「北海道米プロモーション取組参加企業」と一緒に、北海道米プロモーションへの参加等を通じて、北海道米のＰＲ活動を行う企業や飲食店等をいう。

３　運営主体等

（１）運営主体

　　　道戦略会議（事務局：北海道農政部生産振興局農産振興課）とする。

（２）運営主体の役割

　　ア　サポーターの募集・登録・管理・運営

イ　北海道米プロモーション等の取組についてのサポーターへの情報提供

ウ　各サポ－ターの取組等を紹介する北海道米応援サポーター集の作成及び道ＨＰへの掲載

４　サポーター登録について

（１）登録要件

　　　原則、次に掲げる登録要件を全て満たし、別添「北海道米応援サポーター規約」の内容に同意する意向を示した事業者等をサポーターに登録する（個人は対象外とする）。

ア　本制度の趣旨に賛同し、５に掲げる活動に取り組むこと。

イ　北海道米の販売、使用、普及啓発を行っている事業者等（流通業者、飲食店、米穀店、その他

団体）であること（政治団体・宗教団体及び反社会的勢力を除く）。

ウ　道内を拠点（支店等を含む）として活動していること。

エ　企業情報や北海道米ＰＲ活動について、道戦略会議ＨＰ等で公表することに同意すること。

（２）登録方法

サポーター登録を希望する者は、「北海道米応援サポーター応募フォーム」に必要事項を記入し、道戦略会議に提出する。

（３）サポーター登録証の交付

道戦略会議は、応募フォームの提出があった場合、記載内容を確認の上、登録要件を満たすと認め

られる場合は、提出者に対し「北海道米応援サポーター登録証」を交付するとともに、登録内容等に

ついて道戦略会議ＨＰに掲載する。

（４）登録変更等

　　ア　道戦略会議は、サポーターから「北海道米応援サポ－ター応募フォーム」の記載事項に係る変更の申し出があった場合、その登録内容を変更する。

また、サポーターからの申し出により、その登録を解除することができる。

イ　道戦略会議は、サポーターが次に掲げる行為を行った場合、登録を取消すことができる。

（ア）本制度趣旨に反する行為

（イ）米トレ－サビリティ法等の米に関連する法律に違反する行為

（ウ）上記（イ）以外の法令及び公序良俗に違反する行為

（エ）その他、サポーターとして不適当であると道戦略会議事務局が認める行為

５　サポーターの役割

（１）道戦略会議と連動した取組（北海道米プロモーションへの参加等）実施。

（２）その他北海道米のＰＲ活動。

６　その他

　　その他、必要な事項は道戦略会議が定めることとする。

（附則）

この要領は、平成30年２月１６日から施行する。